

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

(3) 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等に向けたパブリックコメントの結果報告について

資料1 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等の概要

資料2 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等に関するパブリックコメントの実施結果について

令和3年5月21日

健康福祉局

## 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者 指定基準条例の一部改正等の概要

### 1 一部改正等の経緯

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和3年3月23日に厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、改正内容を踏まえた関係条例の改正を令和3年7月1日に行う予定とする。

### 2 本市における条例改正等の考え方

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所では、サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることにより、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加（本市独自の基準）は基本的には行わず、厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針とする。

### 3 改正等を行う条例の基となる厚生労働省令

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (6) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）

### 4 改正を行う本市条例

- (1) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）
- (2) 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第

71号)

- (3) 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第68号)
- (4) 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第70号)
- (5) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第56号)
- (6) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第54号)
- (7) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年条例第55号)
- (8) 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第73号)
- (9) 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第72号)

## 5 主な改正等の内容

(1) 全条例(上記4(1)～(9))について

- 利用者への説明、同意等及び記録の保存等について電磁的な対応を認めることとする  
ことを新設する。

### 【新設事項】

- ア 障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。
  - イ 障害福祉サービス事業者等が利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。
- ※ (5) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例については、上記イを除く。

(2) 4(5) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について

### 【修正内容】

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、次のア～ウに定める施設及び場合に応じ看護職員を置かないことができる。

- ア 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合の「看護職員」
- イ 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合による「看護職員」
- ウ 特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合の「看護職員」

## 6 施行日

令和3年7月1日(予定)

## 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等に関するパブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和3年7月に省令の一部改正等が行われるため、本市の関係条例の一部改正等を行うものです。

このことについて、市民その他関係者の皆様からの御意見を募集しました。

### 2 意見募集の概要

題 名	川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等について
意見の募集期間	令和3年4月7日（水）から令和3年5月6日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（ソリッドスクエア西館10階）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）</li> <li>・各区役所（市政資料コーナー）</li> <li>・健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課（ソリッドスクエア西館10階）</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	0通（0件）
電子メール	0通（0件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、御意見はございませんでしたので、国の基準を踏襲し、当初の考え方のおり条例改正の手続を進めます。